

米子市人権施策基本方針・米子市人権施策推進プラン  
も く じ

1 基本的な考え方	1
2 人権重視の施策の推進	2
(1) 人権とは	
(2) 人権のとらえ方	
(3) 人権と行政とのかかわり	
(4) 人権問題への取り組み	
3 基本方針と推進プランについて	4
(1) 基本方針と推進プラン	
(2) 米子市人権施策推進会議	
米子市人権施策基本方針	5
◇人権が尊重されるまちづくり	
◇安心して暮らせるまちづくり	
◇個性が発揮できるまちづくり	
米子市人権施策推進プラン	7
◇人権教育・人権啓発の推進	
◇市民参画の推進	
◇ユニバーサルデザインの視点に立った施策の推進	
◇相談・支援体制の整備	
◇行政職員の資質向上	
課題別基本方針及び推進プラン	
◇同和問題に関する人権施策	9
◇外国人に関する人権施策	11
◇障がい者に関する人権施策	13
◇男女共同参画に関する人権施策	15
◇子どもに関する人権施策	17
◇高齢者に関する人権施策	19
◇病気にかかわる人に関する人権施策	21
◇その他様々な課題に関する人権施策	23
付属資料	28

## 1 基本的な考え方

米子市では、昭和 63（1988）年に旧米子市において、平成 2（1990）年に旧淀江町において、それぞれ「人権尊重都市宣言」を行い、平成 6（1994）年にはそれぞれが「部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例」を制定しました。そして、合併後新たに平成 17（2005）年に「部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例」を制定、平成 18（2006）年には「人権尊重都市宣言」を行い、人権尊重都市の実現に向け必要な施策を積極的に推進し、行政すべての分野において市民や町民の人権意識の高揚を図ってきました。また、旧米子市では平成 8（1996）年に米子市人権施策推進指針を策定し、「人権問題の解決は市政の重要課題」として人権尊重の視点で行政を推進してきました。さらに、平成 18（2006）年に米子市人権施策基本方針及び米子市人権施策推進プランを策定し、本市の人権施策の方向性をより具体的にし、これまでの方針を継承発展させる形で再編成しました。このような取り組みによって、市民の意識が向上するなど一定の成果が出ています。

しかし、同和問題や外国人、障がい者、男女共同参画、子ども、高齢者、病気にかかわる人に関する人権問題など、解決すべき課題が解消したわけではありません。さらに、情報化に伴う個人情報の流出やインターネットによる人権侵害といった問題に加え、近年では、様々な人権問題についての認識が高まっており、適切な施策を講ずることが必要となっています。

また、平成 18（2006）年に基本方針、推進プランを策定後 5 年が経過し、その間社会情勢や各種制度などが変化しており、それらに対応する必要があります。

本市が平成 19（2007）年 9 月に実施した米子市人権問題市民意識調査では、過去に行われた調査結果と比較すると、人権意識は確実に向上していることが明らかになりました。これは、これまでの人権教育や人権啓発の成果と考えられます。一方、人権問題を自分の問題としてとらえられていない意見や結婚問題を人権問題としてとらえていない意見、いわゆる寝た子を起こすな論など多く見受けられました。

本市では日本国憲法に掲げられている基本的人権を保障し、市民一人一人が安心して、自信を持って、自由に生活できる社会をつくっていくことが行政の目的であるととらえています。こうした社会の実現に向け、これまでの基本方針による取り組みを基盤に据えながら、社会情勢や各種制度などの変化に対応するとと

もに、さらに認識が高まった人権問題の基本方針、推進プランを加え、施策をどう展開していくのかという基本的な方向を示すため、米子市人権施策基本方針を改訂します。

## 2 人権重視の施策の推進

### (1) 人権とは

国が定める人権教育・人権啓発に関する基本計画では、「人権とは人間の尊厳に基づいて各人がもっている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人として生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である」と述べられています。

これは、人権とは個人として尊重されると同時に他の人も自分と同じように尊重し、誰からも支配や抑圧を受けず、自分の意志で自由に生きることができる権利であることを示しています。言い換えれば、誰もが個人としての尊厳を奪われたり、傷つけられたりすることなく、幸せに生きていくことのできる社会を実現するための権利だといえます。

### (2) 人権のとらえ方

人権を理解しようとするとき、人権が保障されていない状態を考えてみることも必要です。

昭和40（1965）年の同和対策審議会答申では、「同和問題は自由と平等に関する基本的人権の問題である。」とし、さらに「近代社会における部落差別とは、ひとくちにいえば、市民的権利、自由の侵害にほかならない。市民的権利、自由とは職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、居住及び移転の自由、結婚の自由などであり、これらの権利と自由が同和地区住民にたいしては完全に保障されていないことが差別なのである。」と指摘しています。この指摘は、今日における差別の定義として、あらゆる差別問題に対してもあてはまるものです。

つまり基本的人権とは、「市民的権利と自由」のことであるといえます。市民的権利と自由については、国際人権規約において、教育権、労働権、社会保障、文化生活に参加する権利などいわゆる社会権を示す規約と、生命、自由、身体の安全などのいわゆる自由権を示す規約に分けて表記されています。

### (3) 人権と行政との関わり

市民的権利と自由の保障とは、住む家があり、仕事があり、教育を受け、自由に希望の場所へ移動でき、いろいろな人と交流し、病気になれば必要な手当てを受けられるといったことが一人一人に必ず保障されていることです。その実現のためには、公営住宅、上下水道、道路、教育、医療、福祉、消防など様々な社会基盤や諸制度が整備されていなければなりません。そしてこれらは行政の基本的業務として日常的に行われてきたものばかりです。したがって、行政すべての業務が人権と密接につながっているといえます。

こうした意味において、市民の日常生活全般に直接かかわる市政では、あらゆる施策に人権を尊重し擁護するという視点を持つと同時に、職員一人一人が人権行政の担い手として自覚を持つことが重要です。

### (4) 人権問題への取り組み

米子市では、人権問題を同和問題、外国人、障がい者、女性、子ども、高齢者、病気にかかった人の7分野に分け、積極的に課題解決に向け取り組んできました。しかし、その他にも情報化に伴う個人情報の流出などの問題も生じています。また、近年、犯罪被害者等や性的マイノリティ、生活困難者、刑を終えて出所した人等の人権問題、インターネットにおける人権問題などが特に人権問題として認識が高まっています。

とりわけ、個人情報については、本人の意思とは無関係に大量に収集、利用されるという状況があり、市民一人一人が個人情報の重要性を認識するとともに、個人のプライバシーについて正しい理解を深めることが大切になっています。

また、本市では、北朝鮮当局による拉致被害者として松本京子さんが政府認定されており、他に2名の方について拉致の可能性が指摘されています。拉致問題は、人間の尊厳・自由を侵害する決して許すことのできない重大な人権問題であり、一刻も早く解決しなければなりません。しかし、この問題は、国家間交渉に係ることから、本基本方針とは別に市政の重要課題として引き続き取り組むこととします。

本市では従来から取り組んでいる人権問題はもとより、今後社会情勢の変化により新たに起こりうる人権問題に対しても、それぞれの問題の性質や状況に応じ

た施策を推進します。

### 3 基本方針と推進プランについて

#### (1) 基本方針と推進プラン

これまで米子市では、平成 18（2006）年に「市民一人一人が安心して、自信を持って、自由に生活できる社会をつくっていくこと」を目的に、米子市人権施策基本方針を策定し、行政施策を推進するにあたっての方向性や重要性を示すとともに、具体的な推進方策を明らかにしてきました。

このたび改訂した米子市人権施策基本方針及び米子市人権施策推進プランは、これまでの基本方針、推進プランを継承するとともに、さらに認識が高まった人権課題に対応したものとしました。

基本方針は、米子市の人権施策の方向性や重要性を示すものです。また、推進プランは基本方針を具現化するための道筋、取り組みの方向性を示すものです。

この推進プランは、市民意識調査などにより実態を把握しながら、必要に応じた見直しを行います。

今後は、この基本方針と推進プランに沿ってそれぞれの分野の包括的な進行管理を行うとともに、本市の人権施策を総合的、計画的に推進します。

#### (2) 米子市人権施策推進会議

米子市では、庁内組織として米子市人権施策推進会議を設置し、市民の基本的人権が尊重され、誰もが幸福に生きる社会の実現に向けた施策の推進を図っています。この会議は市長を会長として、副市長、教育長、水道事業管理者及び各部署局長で構成されており、各部署の緊密な連携を図りながら、全庁的に人権施策の推進に取り組んでいます。

米子市人権施策基本方針及び米子市人権施策推進プランについては、この会議において策定するとともに、取り組み状況を点検し、適切な進行管理を行います。

## 米子市人権施策基本方針

- 人権が尊重されるまちづくり
- 安心して暮らせるまちづくり
- 個性が発揮できるまちづくり

### ■人権が尊重されるまちづくり

人権が尊重されるまちとは、すべての人が個人として尊重され、市民的権利と自由が保障されている社会のことです。

人権についての正しい理解や実践する態度が市民に十分に定着していない状況では、ともすれば自分の権利を主張して、他人の権利を尊重しなくてもよいと取り違えられてしまいます。しかし、自分の権利が尊重されるためには、相手の権利を認め、お互いに尊重して支え合う社会が基盤となっていなければなりません。

こうしたまちの実現には、市民一人一人が人権を自分の問題として考え、学び、行動することが大きな力となります。そのためには、お互いの違いを認め、尊重し、共に生きる心を育むことが大切です。

### ■安心して暮らせるまちづくり

安心して暮らせるまちとは、市民的権利と自由が保障されていることはもちろん、誰からも危害を受けることのない安全が保障され、信頼感で結ばれたコミュニティがあり、自分の存在を確認し自信を持って生活できる社会のことです。こうした社会を実現していくためには、「人権が尊重されるまちづくり」が前提となります。また、いつでも誰でも相談ができ、適切な支援を受けることができる環境が整備されていることも安心感につながります。

近年、これまで家族や地域住民の共同作業で支えられていた家事や育児などへの産業の参入や、生活が高度に機械化され、近隣と人間関係を結ばなくても生活に支障をきたさないような環境が生まれています。そのため、社会や集団の中での人間関係のあり方が変化しています。しかし、家庭、地域、職場、趣味を同じくする集まりなど様々なコミュニティとのかかわりの中で、人々は心が満たさ

れ、自分は社会にとってかけがえのない存在であるといった自信を得ることができ  
ます。そして、こうした安心感や自信は、人権を自分の問題として考え、学び、  
行動する力を生み出すとともに、他人の人権を尊重することにもつながります。

## ■個性が発揮できるまちづくり

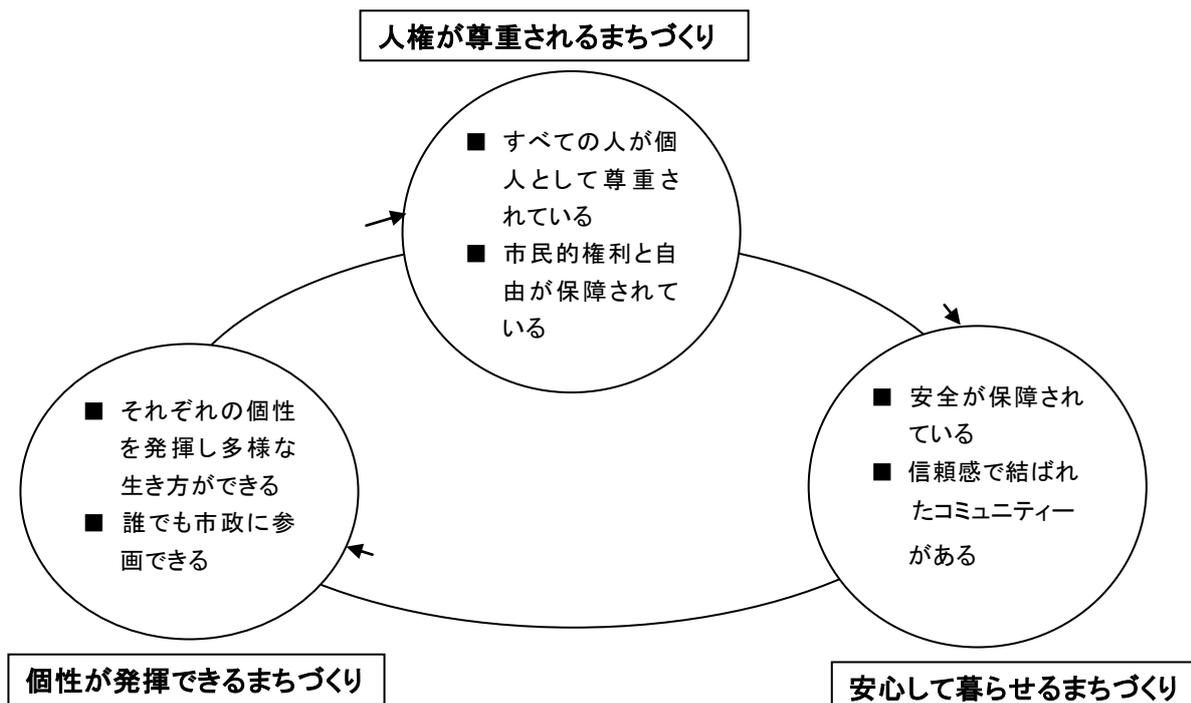
個性が発揮できるまちとは、自分の意志や希望を持ち、人々と協力して互いに  
尊重し合いながら自分の個性を発揮し、多様な生き方や価値観を認め合える社会  
です。また、市民一人一人が自分たちの課題を持ちより、行政の政策決定の場  
に加わるなど、誰でも市政に参画できる社会です。

こうした社会を実現していくためには、「人権が尊重されるまちづくり」や「安  
心して暮らせるまちづくり」が前提となります。

また、障がいの有無や性別、年齢などにかかわらず、誰もが主体的に地域の中  
で人々とかわりながら、自分の個性が発揮できるよう条件が整備されていると  
いった、いわゆるノーマライゼーションの考え方が市民に共有されていることも  
大切です。

こうした「個性が発揮できるまちづくり」が広がることにより、「人権が尊重  
されるまちづくり」のさらなる充実を生み出します。

### 米子市人権施策基本方針のイメージ図



## 米子市人権施策推進プラン

### ◇ 人権教育・人権啓発の推進

平成 12（2000）年 に制定された、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」においては、人権教育を「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」、人権啓発を「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く）」と定義しています。

米子市では、市民一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、他人の人権を十分に尊重した行動がとれるように人権教育・人権啓発を推進します。そして、家庭、学校、地域、職場などあらゆる場面を通して、日常生活の経験などを人権尊重の視点から具体的に取り上げ、自分の問題として考えてもらうなど、手法にも工夫を凝らした人権教育・人権啓発を推進します。

また、市民一人一人が人権について正しい認識を持つためには、常に新しく、正しい情報を得ることが不可欠です。本市では、人権に関する情報の収集・発信拠点として、平成 11（1999）年に米子市人権情報センターを設置し、関係図書やビデオの貸し出し、広報誌の作成、市民向け研修講座の開設などを行ってきました。今後も市民のニーズに応じた人権教育・人権啓発の内容や手法に関する情報提供を行います。

### ◇ 市民参画の推進

人権が尊重されるまちづくりの主体は、地域で暮らす市民です。それぞれの市民が、自分たちの課題を持ちより、行政の政策決定の場に加わるような仕組みが求められています。

米子市では、平成 16（2004）年に米子市市民参画推進指針を策定し、施策の企画、実施、点検などの段階に応じた市民参画を推進することとしています。今後も、市民と行政が対等の立場でお互いの役割分担を明確にし、協働するまちづくりを推進します。

### ◇ ユニバーサルデザインの視点に立った施策の推進

ユニバーサルデザインとは、性別、年齢、身体、国籍など、人々が持つ様々な特性や違いを認めあい、すべての人が利用しやすいように環境、建物、製品などをデザインすることです。もともと、物づくりの視点から生まれた考え方ですが、近年では、建物や製品のデザインのみにとどまることなく、社会の仕組みや制度づくりを含めて、地域社会全体にまで発展させていこうとする動きもあります。

つまり、ユニバーサルデザインを推進することは、すべての人が等しく社会の一員として尊重され、多様な生き方を認め合い、個性が発揮できる社会を実現す

ることにつながります。これは、ノーマライゼーションの理念にもかなうものです。

米子市では、このユニバーサルデザインの視点に立った施策を積極的に推進します。

#### ◇ 相談・支援体制の整備

近年、人権意識の高まりにより、人権問題に関する相談件数が増加しています。また、その内容も多様化、複雑化しており、相談・支援体制の充実や相談窓口に関する情報の提供が求められています。

国の人権擁護推進審議会は平成 13（2001）年に新たな人権救済制度の創設について答申しましたが、まだ成立しておらず、人権救済制度の確立は大きな課題になっています。また、この答申では、「相談は、適切な助言を通じて、人権侵害の発生や拡大を防止し、人権侵害に関する紛争の自主的解決を促進するなど、それ自体が有効な救済手法である。同時に、より本格的な救済手続への導入機能や、他の救済にかかわる制度等を利用すべきものについてはその紹介・取次ぎによる振り分け機能を併せ持っている。」とあり、人権救済における相談の重要性が述べられています。

米子市においては、行政相談や消費生活相談などのほかに、子ども、高齢者など分野ごとにそれぞれ所管する課において相談業務を行っています。また、人権という視点から市民の相談を受け止めて、必要な機関へ紹介、取次ぎが円滑にできるよう、市役所内部はもちろんのこと、国、県、市民団体などとの情報交換を密にし、関係機関との連携を深めることで、横断的な相談・支援体制の整備に努めます。

#### ◇ 行政職員の資質向上

市民的権利と自由を保障するために、行政は社会的基盤や諸制度を整備してきました。こうした意味において、行政すべての業務は人権と密接につながっています。市民の日常生活全般に直接かかわる市政では、あらゆる施策に人権を尊重するという視点を持つとともに、職員一人一人が人権行政の担い手として自覚を持つことが重要です。

また、行政職員は地域社会の一員として人権教育・人権啓発の推進に積極的な役割を担うことも必要です。

これまで米子市では、米子市職員人権問題研修基本方針及び同計画を策定し、職員研修の計画的、効果的な実施に努めてきました。今後も、職員の職務内容と職責に応じ、幅広い人権問題について計画的、体系的な研修を実施します。

# 同和問題に関する人権施策

## 【現状と課題】

同和問題は、日本国憲法が保障している基本的人権の侵害にかかわる重大な課題です。

昭和 40（1965）年に出された同和対策審議会答申\*1に基づき、昭和 44（1969）年から特別措置法を根拠とした同和対策事業が始まりました。これにより同和地区の生活環境をはじめ様々な格差が是正されてきました。

そして平成 14（2002）年 3 月に 33 年間続いた特別措置法が終了しました。しかし、法がなくなっても部落差別がなくなったわけではありません。

本市では、憲法に基づく基本的人権の保障、そして同和対策審議会答申の「差別が現存する限り同和行政は積極的に推進されなければならない」という基本理念のもと、同和問題の解決を市政の重要課題として位置づけ、平成 18（2006）年度まで米子市同和対策 5 か年総合計画を策定して諸施策を推進してきました。その結果、同和地区の生活環境整備は改善され、一定の成果が認められます。

しかし、同和地区実態調査や人権問題市民意識調査の結果では、就労、教育、啓発などの分野で今なお解決すべき課題が残されていることが明らかとなっています。

同和地区住民\*2 の就労は、第 2 次産業に偏った状況がみられ、特に建設業従事者の割合が高いという特徴があります。また雇用形態も、臨時雇や日雇など不安定な就労状況の人が多くなっており、収入状況も市民全体の収入状況と比べると依然として格差が残っています。

同和地区住民の最終学歴は、高等学校以上が着実に増加しており、奨学金制度や地区進出学習会など様々な施策の成果が現れています。今後も、さらなる格差の解消に向けて、子どもたちの学力・進路保障や社会的立場の自覚を深める取り組みを進める必要があります。

啓発の分野では、長年にわたる学校教育の積み重ねや、人権教育地域懇談会（小地域懇談会）を中心とした地域での啓発活動などによって、市民意識は着実に変化してきました。

平成 19（2007）年度に実施した市民意識調査の結果では、家族や親せきと同和地区関係者\*3 との結婚について、「本人の意思を尊重し、結婚を祝福する」と回答した市民が、平成 14（2002）年度（51.8%）までは着実に増加していましたが、平成 19（2007）年度（52.2%）ではわずか 0.4%の伸びにとどまっています。また、半数近くの市民がこだわりや反対の意思を持っていることや、結婚時の身元調査を肯定する市民も半数を超えている（53.8%）ことも重く受け止めなければなりません。このことは、同和問題は人権問題であるという意識は高いものの、世間体や因習などにとらわれやすい意識とも絡み合い、自分との関係性が出てくる際には差別意識が顕在化するものと読み取れます。

また、インターネットの持つ利便性を悪用した、同和地区関係者を攻撃する差別的な書き込みや差別落書き、差別投書といった差別事象の発生も後を絶ちません。

こうした課題の解決をめざして、平成 19（2007）年度以降は、同和対策が教育・

啓発や各種ソフト事業を主体とした内容へと移行していることをふまえ、「同和対策5か年総合計画」から「今後の同和対策の方向」へ変更し、残された課題の早期解決を目指し諸施策を推進していますが、引き続き必要な施策を積極的に推進していくことが重要です。

## 基本方針

### ■ 差別意識の解消に向けた教育・啓発の推進

市民一人一人が同和問題に対する正しい理解と認識を深め、差別意識の解消に向けて主体的に取り組むことができるよう、人権尊重の視点に立った教育・啓発を推進します。

### ■ 同和地区関係者をとりまく課題の解決に向けた施策の推進

同和地区の生活実態や同和問題に関する市民意識の把握に努めながら、同和地区関係者をとりまく様々な課題の解決に向けた施策を推進します。

## 推進プラン

### ◇ 教育・啓発の推進

同和問題に対する正しい理解と認識を深めるため、米子市人権・同和教育推進協議会、米子市人権問題企業連絡会をはじめとする関係団体と連携を図りながら、人権教育地域懇談会（小地域懇談会）や各種講座、講演会、広報誌、企業内研修など様々な機会を通して教育・啓発を推進します。

### ◇ 同和対策事業の推進

収入、就労、就学の状況から生じている様々な課題の解決に向け、必要な施策を推進します。また、隣保館、地区会館は、周辺地域も含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとしての役割を担っており、地域住民のニーズに応じた事業の充実を図ります。

### ◇ 同和保育の推進

米子市同和保育基本方針及び米子市同和保育実施要綱に基づいて、すべての乳幼児の全面的な発達保障を図るなど、同和保育を推進します。

### ◇ 相談活動の推進

同和問題に関する市民からの様々な相談に適切に対応するとともに、同和地区関係者からの相談については、隣保館職員をはじめとする人権政策課職員による相談活動を推進します。

### ◇ 差別事象への適切な対応

差別事象の未然防止に努めるとともに、差別事象が発生した場合には速やかに適切な対応を行います。

- \*1 同和対策審議会答申：昭和40（1965）年に同和対策審議会が総理大臣の諮問に対して提出した答申。以後の同和行政の基本的指針となる。「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である」とし、さらに同和問題の解決は「未解決に放置することは断じて許されないことであり、早急な解決こそ国の責務であり、国民的課題である」として、国の責任を明らかにした。

\*2 同和地区住民：市内の同和地区に居住する住民。

\*3 同和地区関係者：同和地区住民と同和地区出身の人たちを含めた総称。

## 外国人に関する人権施策

---

### 【現状と課題】

わが国では、情報通信技術や交通の発達により、経済、文化など様々な分野において国際化が進んでいます。それに伴い、国内に定住する外国人\*1 は増加する傾向にあります。地方においても、地域、学校、職場など様々な場面で外国人と接する機会が日常的になってきていますが、人種や民族、言語、宗教、生活習慣などの違いによってお互いの理解が十分でないことから、外国人に対する人権侵害など様々な問題が生じています。

国際人権規約においては、民族的少数者の権利（自己の文化を享有し、自己の宗教を實踐し言語を使用する権利）を否定されないとされています。また、児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）\*2 では、締約国は児童の教育について異なる文化、言語、価値観を認めるよう育成しなければならないことが明記されています。外国人にとっても、自国の文化や習慣は人格形成の重要な一部分です。同じ市民として異なる文化を尊重し合い、共に生活していくことが大切です。

平成 23 (2011) 年 3 月現在、米子市には約 1,200 人の外国籍者が生活しています。これは、本市人口の約 0.8%にあたります。そのうち約半数が在日韓国・朝鮮人で、その多くは過去のわが国による植民地支配など様々な歴史的経緯によってわが国に定住するようになった人たちとその子孫です。このような人たちの中には、今もなお自分のルーツを隠して生活している人たちもいます。それは、日本の社会の中に在日韓国・朝鮮人に対する差別や偏見が今でも存在しているからです。

また近年は、留学、就労、国内企業での技能実習などで入国したり、日本人と結婚して日本で生活する中国やフィリピン出身の人などの増加も顕著で、私たちの周りには多様な国籍の人が生活しています。今後も、外国からの労働力の受け入れなどにより、多くの外国人が来日することが予測されますが、これらの人たちは、まず日本語を覚え日本の生活に慣れるということが大きな課題となっています。

本市においても、市民向けの語学講座や国際理解講座、友好・姉妹都市との交流事業の実施など、地域における国際化への取り組みを進めています。また、外国人を対象とした識字・日本語教室\*3 や外国語表記による生活情報の提供など、外国人が暮らしやすい環境をつくる取り組みを進めています。今後も多文化共生社会\*4 の実現に向けて、関連機関と連携を図りながら施策を推進していくとともに、外国人に対する差別や偏見を解消するための啓発に努めていく必要があります。

---

## 基本方針

### ■ 地域における国際理解の推進

人種や民族、宗教、生活習慣などの違いによる差別や偏見を解消するための啓発を行うとともに、地域の国際化に向けて国際交流、国際理解の取り組みを推進します。

### ■ 外国人が安心して生活できる環境づくり

外国人からの意見を聴きながら各種団体や関係機関との連携を図り、生活情報の提供、相談体制の整備など、外国人が市民の一人として安心して生活できる環境づくりを推進します。

## 推進プラン

### ◇ 啓発の推進

外国人に対する差別や偏見を解消するため、地域、学校、職場などあらゆるところで啓発を行います。とりわけ、在日韓国・朝鮮人を取り巻く歴史的経緯や現状について、正しく認識するための啓発に努めます。また、外国人一人一人のアイデンティティー\*5を確立するための自己啓発に対する支援策を推進します。

### ◇ 地域における国際理解、国際交流の推進

外国人と日本人が共に生活していくためには、異文化理解を深めることによって開かれた地域社会を築くことが必要です。市民向け語学講座や国際理解講座の開催など、お互いの文化や歴史を学ぶ機会を提供し、地域で生活する外国人との交流（内なる国際化）を進めます。また、友好・姉妹都市との交流事業を推進します。

### ◇ 外国人の人権擁護の推進

外国人が地域で生活する上での利便性を十分に考慮し、外国人を対象とした識字・日本語教室の充実、外国語表記による生活情報の提供を積極的に行います。また、日常生活における様々な困りごとに対する相談体制を整備するとともに、外国人に対する差別事象が発生した場合には、速やかに適切な対応を行うなど、外国人の人権擁護を推進します。

- \*1 外国人：ここでは、外国籍者だけでなく、のちに日本国籍を取得した人なども含む。
- \*2 児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)：ここでいう「子ども(児童)」とは、18歳未満の者をさす。
- \*3 識字・日本語教室：米子市内及びその周辺で生活する外国人を対象とした日本語教室。米子市内の隣保館で開催している。
- \*4 多文化共生社会：国籍や民族などが異なる人々が、言葉や文化、価値観など違いを互いに理解し合い、共に支え合って生きていける社会。
- \*5 アイデンティティー：自分は何者であり、何をなすべきか、という個人の中の感覚や意識。

# 障がい者に関する人権施策

## 【現状と課題】

わが国においては、平成 5（1993）年に障がい者の自立と社会参加の促進を図ることを目的として、心身障害者対策基本法を障害者基本法に改め、施策が総合的かつ計画的に推進されています。

また、平成 23（2011）年には障害者基本法が一部改正され、障がいを理由とした差別を禁止する規定が新たに設けられるとともに、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律が制定されました。

米子市では、障がいのある人が家庭や地域で安心して生活を営み、積極的に社会参加できるノーマライゼーションの社会を実現するため、福祉、保健、医療などの各分野にわたる障がい者福祉施策を総合的に推進してきました。現在では特に、障害者生活支援センター\*1などの相談・支援体制の整備、グループホームなどの在宅福祉サービスの充実、就労支援のための施設や地域活動支援センターなどの整備といった生活環境の整備について、取り組んできています。

さらに、多様化する価値観や生活様式、障害者自立支援法の制定により、障がいのある人を取り巻く状況に大きな変化が生じていることを背景にして、自らの能力を積極的に発揮し、地域社会において生活したいという人が増えてきています。今後も、重度障がい、重複障がいのある人を含め、それぞれのニーズに適切に対応できる支援の充実が必要です。

また、障がいのある人が自己選択と自己決定のもとに社会に参画し、社会の一員としてその責任を分担するためには、物理的なバリアフリーだけでなく心のバリアフリーを推進することが重要です。

## 基本方針

### ■ ノーマライゼーションの社会の実現

障がいのある人もない人も、お互いの人格と個性を尊重し支え合う社会を実現するため、啓発の推進や障がいのある子どもに対する教育の充実、障がいの状況やニーズに応じた保健、医療などの適切なサービスの提供に努めます。

### ■ 安心して、自立して生活できるまちづくり

障がいのある人の豊かな地域生活を実現するため、生活環境の整備を推進するとともに、利用者本位の考え方に立った適切なサービスの提供に努めます。また、関係機関と連携しながら、雇用の場の拡大、就労移行支援事業所\*2などの就労機会の提供など、総合的な推進体制の整備に努めます。

## 推進プラン

### ◇ 啓発の推進

すべての市民が障がいのある人に対する理解を深め、障がいの有無にかかわらず、お互いの人格と個性を尊重し支え合う社会をつくっていくための啓発を推進します。

### ◇ 地域生活支援と社会参加の推進

障がいのある人のニーズに対応する居宅サービスや施設利用サービスなどの量的、質的な充実を進めます。また、自らの選択、決定に基づくサービスの利用支援や相談窓口の充実など、総合的な生活支援体制の整備に努めます。さらに、判断能力が不十分な人に代わって判断し、さまざまな法的手続きなどを行い生活を支援する成年後見制度\*3について普及啓発に取り組みます。

### ◇ 生活環境の整備

障がいのある人のみならず、誰もが安全に安心して生活し、社会参加できるまちづくりを実現するため、建築物、公共交通機関、歩行空間などの生活環境の整備を推進します。

### ◇ 教育、育成の充実

障がいのある子どもが学校卒業後に地域で生活を続け、自立生活、社会参加を行うためには、発達段階に応じた適切な教育や育成を行い、それぞれの能力と可能性を最大限に伸ばしていくことが重要です。そのため教育、医療、福祉などの関係機関相互の連携を強化し、乳幼児期から学校卒業まで一貫した専門的な教育の充実に努めます。

### ◇ 保健、医療の充実

障がいのある人が地域において健康を保持し、増進を図るためには、保健、医療との適切なかかわりを持つことが必要です。そのため、障がいのある子どもの早期療育など、それぞれの障がいの状況やニーズに応じた保健、医療、医学的リハビリテーションなどのサービスを適切に提供できる体制の整備に努めます。

### ◇ 雇用、就労の促進

障がいのある人が、働くことを通して社会参加し、生きがいのある生活を送ることができるよう、障害者雇用率制度\*4 の啓発による雇用の場の拡大、関係機関との連携による就労機会の提供に努めます。また、就労移行支援事業所などによる福祉的就労制度の充実を図り、一人一人の適性と能力に応じた多様な就労形態が選択できるように努めます。

\*1 障害者生活支援センター：障がいのある人やその家族が、住み慣れた地域で安心して生活ができるように、必要なサービスや利用できる制度の情報について、専門の相談員が応対し、それぞれの人に合うプランと一緒に考え、支援していく相談窓口。

\*2 就労移行支援事業所：一般企業などへの就職を希望する方(65歳未満)に、一定期間、就職に必要な知識の習得や能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。

\*3 成年後見制度：認知症・知的障がい・精神障がいなどによって判断能力が十分ではない方を法的に支援する制度。

\*4 障害者雇用率制度：国、地方公共団体、企業において、一定の割合(法定雇用率)に相当する人数以上の障がい者を常用労働者として雇用することを義務づける制度。

## 男女共同参画に関する人権施策

※本市ではこれまで、女性が社会一般的に弱い立場にあることから様々な問題が生じていることに着目して、「女性に関する人権施策」として取りまとめていました。しかし、社会的な性に関わる問題は、配偶者暴力の男性被害者への支援、父子家庭への支援、ワーク・ライフ・バランス\*1などを勘案すると、女性だけの問題ではなく、男性も含めた問題として取組みを進めることが必要となっています。そのため、すべての人が性別に関係なく互いに人権を尊重しあう男女共同参画社会を実現するよう、表題を「男女共同参画に関する人権施策」として取りまとめることとしました。

### 【現状と課題】

男女共同参画社会を実現するためには、性別にとらわれずすべての男性と女性が多様な生き方を主体的に選択し、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができるような豊かで活力ある社会づくりをすすめることが必要です。

昭和 50 (1975) 年の国際婦人年を契機に、国連や各国で様々な取り組みが行われ、男女平等に向けた法律や制度なども整備されてきました。

わが国では、昭和 60 (1985) 年の女子差別撤廃条約の批准や、平成 9 (1997) 年の男女雇用機会均等法の整備などにより、男女平等に対する気運の高まりがみられるようになりました。さらに、平成 11 (1999) 年に男女共同参画社会基本法が制定され、平成 12 (2000) 年には同基本計画が策定されました。

本市では、平成 15 (2003) 年に米子市男女共同参画推進計画を策定するとともに、男女共同参画推進審議会を設置しました。また同年、市内で活動する各種団体の活動、交流の場として米子市男女共同参画センターを設置しました。そして、平成 17 (2005) 年には、人権政策部に男女共同参画推進室を設置し、さらに平成 19 (2007) 年には同室を人権政策局男女共同参画推進課としました。そして、平成 22 (2010) 年には男女共同参画推進条例を制定し、男女共同参画社会の実現に向けて積極的に取り組んでいるところです。

このような取組みの結果、徐々に改善は見られるものの、長い歴史の中で作られた、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会通念、慣習等はまだ根強く残っており、女性の政策、方針決定過程への参画はいまだ低い状況にあります。また様々な形態の暴力による人権侵害は年々増加しています。

さらに、少子高齢化、家族形態の多様化など社会情勢が著しく変化してきている中、すべての男性と女性の人権が尊重され、誰もが希望と誇りを持って充実した生活を送ることができる男女共同参画社会の実現が重要な課題となっています。

### 基本方針

#### ■ 米子市男女共同参画推進条例に基づく米子市男女共同参画推進計画の推進

米子市男女共同参画推進条例や米子市男女共同参画推進計画に基づき、男女がそれぞれの個性と能力を生かして、充実した生活を送ることができる男女共同参画社会の実現を目指します。

## ■ 男女の人権が尊重され、誰もが健康で安心して暮らせる社会づくり

男女間におけるあらゆる暴力を許さず、人権に配慮しながら、誰もが生涯健康で安心して暮らせる社会づくりを進めます。

## ■ 男女共同参画推進のための啓発、古い慣行等の是正、意識改革

男女の性別による固定的な役割分担意識や慣習等を是正し、人々の意識改革を図るため、広く一般市民へ啓発するとともに、次世代を担う子どもや若者に対しても教育、助言を行っていきます。

## ■ あらゆる場面で男女が多様な生き方を選択できる環境づくり

男女が多様な生き方を選択し、自分の個性と能力を発揮して相互の理解と協力のもとに、仕事、育児や介護、地域活動などにバランスよく参加することができる環境づくりに努めます。

## 推進プラン

### ◇ 啓発の推進

男女共同参画の考え方を正しく理解するための働きかけは、あらゆる場面において必要です。家庭、学校、地域、職場などにおいて同時進行的に啓発を行うなど、啓発方法を工夫し効果的に推進します。

### ◇ DV\*2 被害者への支援

DV被害者に対する相談体制の充実を図るほか、民間支援団体や関係機関との連携を図りながら、DV被害者の人権に配慮し適切な支援を行います。

### ◇ 労働における男女差別の解消と女性の登用推進

男女雇用機会均等法の理念に基づき、労働における男女差別の解消に向けて関係機関と連携を図ります。また、様々な分野において女性のアイデアを組織の意思決定に反映させる環境づくりを推進します。

### ◇ 子育てのための多様な支援策の推進

個人への負担が大きい仕事と家事、育児の両立を図るため、父親が育児を学ぶ機会の提供、米子ファミリー・サポート・センター\*3の充実など、多様化する生活状況に対応した各種支援策を推進します。

### ◇ 生涯を通じた男女の健康支援

男女の健康に関する認識や病気予防の重要性など市民意識を啓発し、また学校教育において命を大切にす保健指導等を推進します。

\*1 ワーク・ライフ・バランス：「仕事と生活の調和」という意味。働きながら私生活も充実させられるように職場や社会環境を整えること。

\*2 DV（ドメスティック・バイオレンス）：配偶者や恋人など親密な関係にある（または、あった）パートナーから受ける身体的、精神的、経済的、性的な暴力。

\*3 米子ファミリー・サポート・センター：育児の援助を行いたい人、受けたい人を会員とし、会員相互で育児の援助活動を行う組織。米子市内居住者及び市内で勤務している人が対象。

# 子どもに関する人権施策

---

## 【現状と課題】

平成 6（1994）年に、わが国が批准した児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）では、子どもを「保護の対象」としてだけでなく、「権利行使の主体」としても位置づけることによって、子どもの最善の利益が優先されるように社会全体で努力する必要性を明記しています。子どもは豊かに生きる権利の主体であり、保護されるべきものとしてのみとらえることは、管理、支配の対象としての子ども観につながりかねません。

近年、大人の価値観を優先した生活により、子どもの食事、睡眠などの基本的生活習慣が崩れつつあります。また、急激な社会構造の変化に伴う、少子化や核家族化、地域社会における人間関係の希薄化など、子どもを取り巻く環境は憂慮すべきものがあります。

そして、物質文明の進展や過度の受験競争などが、子どもたちの心の豊かさを見失わせているということが指摘されて久しくなりますが、いじめや子どもがかかわる犯罪が深刻化している現在こそ、子どもたちにとって望ましい生活環境を整えていくことは社会全体の責任です。

平成 12（2000）年には、社会問題となっている児童虐待を防止するため、「児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)」が制定されました。

本市においても、地域社会での人間関係の希薄化やひとり親家庭の増加などにより、家庭や地域での子育ての孤立化が進み、保護者の育児不安が児童虐待につながることも多く、通告数も年々増加している現状があります。

こうした中、いじめや不登校に悩む子どもや保護者への相談体制の整備を進めるとともに、児童虐待については、虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、平成 18（2006）年に児童福祉法に規定されている「要保護児童対策地域協議会」を設置し、関係機関が連携して、児童虐待防止に向けた相談・支援体制の充実を図ってきました。

本市では、平成 17（2005）年に米子市次世代育成支援行動計画前期計画（よなごっこ未来応援プラン）、平成 22（2010）年には後期計画を策定し、子どもの人権の尊重や福祉の保障などについての具体的な取り組みを明らかにし、総合的、計画的に施策を推進しているところです。

## 基本方針

### ■ 児童の権利に関する条約に基づく社会づくり

子どもも一人の市民として人権が尊重されるとともに、子どもが自分にかかわるあらゆることに対して、自らの意見を表明し、参加する権利が尊重される社会づくりを推進します。

### ■ 米子市次世代育成支援行動計画の推進

米子市次世代育成支援行動計画に基づき、次代を担う子どもを安心して生み育てられ、子どもが健やかに育つ環境づくりを総合的に推進します。

### ■ 支援を必要とする子どもなどへの取り組みの推進

支援を必要とする子どもや家庭に対し、児童虐待予防・防止対策、ひとり親家庭への自立支援、障がい児施策の充実、外国人児童・生徒の教育に関する施策を推進します。

## 推進プラン

### ◇ 児童の権利に関する条約に基づく施策の推進

児童の権利に関する条約の趣旨や内容を周知し、その精神を生かした人権尊重の保育、教育など施策の推進を図り、お互いの人権を認め合う人間性豊かな子どもの育成に努めます。

### ◇ 地域における子育て支援サービスなどの推進

子育て支援サービス、保育サービス、子育て支援サークルの充実や、地域の高齢者との世代間交流を図り、地域の子育て環境の支援を推進します。

### ◇ 教育環境の整備

次代の親の育成、家庭や地域の教育力の向上、子どもを取り巻く有害環境対策を推進し、家庭、学校、地域社会が連携を深め、一体となって取り組む施策を充実します。また、米子市人権教育基本方針及び同推進プランに基づき、人権意識を高め、違いを認め合い、生きる力の育成に向けた人権教育を推進します。

### ◇ 相談・支援体制の整備

子どもを取り巻く様々な問題解決のために、子どもや保護者などに対する相談・支援体制を充実します。

### ◇ 環境づくりの総合的推進

地域における子育て支援を充実させるとともに、仕事と家庭の両立支援や、母子の健康の確保及び増進など、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを推進します。また、教育環境、生活環境の整備を進め、子どもが健やかに育つ環境づくりを推進します。

## 高齢者に関する人権施策

---

### 【現状と課題】

わが国では産業構造の変化に伴い、都市への人口流入や地方の過疎化が進み、地域によって経済状況や人口構造の違いが生じています。また、これまで着実に増加してきた総人口は、平成 16（2004）年にピークに達した後、緩やかに減少しはじめていますが、平成 24（2012）年から平成 26（2014）年にかけて、いわゆる団塊の世代が高齢者といわれる 65 歳に到達することから、今後も高齢化の進行が見込まれます。

本市の高齢化率は、平成 23（2011）年 9 月現在で 23.9%となっており、全国の平均を上回っています。今後も、独り暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加が見込まれます。また、75 歳以上の高齢者の急増にあわせ、身体能力の低下や認知症\*1 の発症などにより、介護やサポートを必要とする高齢者も増加します。

このような状況の中、元気で自立した高齢者が、生涯を健康で生きがいを持ちながら地域の中で積極的な役割を果たしていくことができるとともに、介護やサポートを必要とする高齢者が、その尊厳を保持しながら、それぞれの能力に応じた日常生活を営むことができる、高齢化に対応した豊かな社会の実現が求められています。

近年、高齢者に対する介護者からの肉体的・心理的虐待、年金や貯金の搾取などの経済的虐待、あるいは高齢者に対する就業差別といった事案が大きな社会問題として表面化しています。このような中、平成 18（2006）年に「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」が施行され、早期発見、早期対応に向けた取組みが行われています。

また、介護にあたる家族が、精神的、肉体的、経済的負担を抱え込んでしまう傾向もあります。

高齢者に対する様々な福祉サービスは、昭和 38（1963）年の老人福祉法の制定以降、人口の急速な高齢化が進む中で、その時々々の要請に応えながら発展してきました。とりわけ、平成 12（2000）年に導入された介護保険制度によって、介護を含めた福祉サービスのあり方は大きく変容しました。

本市では現在、米子市高齢者保健福祉計画及び米子市介護保険事業計画に基づき、高齢者に対する保健福祉施策を推進し、介護保険事業の円滑な運営に努めています。今後も、急速に変化する各種の制度や施策に適切に対応していくとともに、寝たきりや認知症、高齢者虐待などの課題に関する正しい理解を深めるための啓発を推進し、高齢者の人権が保障される社会づくりを進める必要があります。

## 基本方針

### ■ 啓発の推進

高齢者にかかわる各種の制度やサービスに関する市民の理解を深めるとともに、寝たきりや認知症、高齢者虐待などの課題を正しく理解できるよう啓発を推進します。

### ■ 高齢者の自立支援

一人一人の高齢者が、それぞれの能力に応じて健康で明るく自立した生活ができるよう、高齢者の心身の状況や生活環境などに応じた多様なサービスの提供に努めます。

## 推進プラン

### ◇ 権利擁護の推進

寝たきり、認知症などの課題に関する正しい知識の普及や、高齢者虐待など的高齢者に対する権利擁護についての啓発を推進します。また、判断能力が不十分な方々の権利を守るため、成年後見制度\*2 について普及啓発に取り組みます。さらに、暴力や介護放棄、経済的虐待への対応など、高齢者の権利擁護についての総合的な相談・支援体制の充実に努めます。

### ◇ 社会参加の促進

高齢者が積極的に地域活動に参加し、健康で明るく自立した生活ができるようになるためには、高齢者がそれまで培ってきた豊かな経験や能力をどのように生かし、生活したいのかということ、高齢者だけでなく地域全体であらかじめ考えておく必要があります。このため、高齢者と地域との有機的な結びつきを促進し、高齢者の社会参加に向けた意識の高揚に努めます。

### ◇ 多様なサービスの提供

高齢者が介護保険などの各種制度やサービスを自ら選択し、利用しやすくするための広報活動を推進します。

また、高齢者一人一人がこれらのサービスを柔軟に利用しながら、できる限り住み慣れた地域で生活ができるよう、高齢者の心身の状況や生活環境などに応じた多様なサービスの提供に努めます。

\*1 認知症：日常生活に支障が生じる程度にまで記憶力・判断力・認知能力が低下して、人間関係をうまく結べなくなる症状。

\*2 成年後見制度：P. 14 に掲載しています。

## 病気にかかわる人\*1に関する人権施策

---

### 【現状と課題】

平成9（1997）年、国によって策定された「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」においては、エイズ患者やH I V感染者\*2、ハンセン病についての差別や偏見の解消に向け、正しい知識の普及と理解を深めるための教育・啓発活動を推進することとしています。

また、平成14（2002）年に策定された人権教育・啓発に関する基本計画においては、H I V感染者、ハンセン病にかかった人などの人権問題に対する取り組みを推進することが明記されています。

平成18（2006）年には、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が改正され、基本理念として国や地方公共団体が行う感染症予防・まん延防止の施策は、感染症患者の人権を尊重しつつ推進されることが明記されました。

しかしながら、感染症や精神疾患、難病\*3などの病気に関する正しい知識と理解が足りないことや、病気にかかわる人に対する人権意識の育成が不十分であるために、このような人に対して、偏見に基づく様々な人権侵害が生じてきました。

また、近年自死（自殺）が増加傾向にあり、自死者及び自死遺族の人権問題が課題として認識されるようになっており、課題解消に向けて教育・啓発等を推進していくことが求められています。

本市では、病気にかかわる人の人権を尊重するために、鳥取県が行う啓発事業に協力するとともに、広報誌などによりエイズやハンセン病などに関する正しい知識の普及を図り、差別や偏見の解消、人権尊重の意識の高揚に努めてきました。

今後も、病気にかかわる人の人権が侵害されないことがないように、引き続き病気についての正しい知識の普及と、偏見や差別をなくすための取り組みを行うことが必要です。

また、医療者と患者の関係においては、患者の権利擁護という視点に立ち、医療情報が患者に対して正確に伝えられ、患者の納得や、同意のもとに医療が行われることが必要です。

## 基本方針

### ■ 病気にかかわる人の尊厳が保たれる社会づくりの推進

病気に関する無知、無理解や病気を他人事と考える無関心な態度が、病気にかかわる人に対する差別や偏見にもつながっていることから、病気に対する正しい知識の普及、啓発を推進し、病気にかかわる人の尊厳が保たれる社会づくりの取り組みを推進します。

### ■ 患者の権利に関する啓発の推進

患者の自己決定権に関して、医療機関との連携を図りながら、患者の権利についての啓発を推進します。

## 推進プラン

### ◇ 病気に関する正しい知識の普及と啓発の推進

無知や無理解から差別や偏見を受けやすい病気に関して、その正しい知識の普及を図るとともに、鳥取県が行う啓発事業などに積極的に協力し、「ハンセン病を正しく理解する週間（6月）」、「世界エイズデー（12月1日）」などの機会を生かして啓発を推進します。

また、精神疾患にかかった人が地域で安心して治療を受けることができる社会づくりの取り組みを推進します。

### ◇ 患者の権利に関する啓発の推進

医療における自己決定権を患者が有しているということをふまえ、医療・保健関係職員と患者や家族の話し合いが十分になされ、患者や家族が病気や治療方法などを正しく理解した上で、信頼関係に基づき納得した医療が提供されるインフォームドコンセント（納得診療）や、患者や家族が主治医以外の医師から現在の診断や治療についての意見を聞くセカンドオピニオンについて、関係機関と連携を図りながら啓発を推進します。

- \*1 **病気にかかわる人**：ここでは、病気にかかっている人やその家族のほか、医療・保健関係職員など病気にかかわる業務に従事している人をいいます。
- \*2 **HIV感染者**：HIV（ヒト免疫不全ウイルス）に感染した人。発病した人をエイズ患者と称して区別する。
- \*3 **難病**：国の難病対策要綱では、(1)原因不明、治療方針未確定であり、かつ、後遺症を残すおそれが少ない疾病、(2)経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と定義されています。

# その他様々な課題に関する人権施策

## 【現状と課題】

これまで米子市では、主な人権課題として、同和問題、外国人、障がい者、女性、子ども、高齢者、病気にかかった人の7分野について人権施策推進プランを策定し、課題解決に向け、施策を推進してきました。しかし、近年特に、犯罪被害者等(ここでは、犯罪被害者及びその家族や遺族をいいます)、性的マイノリティ\*1、生活困難者、刑を終えて出所した人等(ここでは、刑を終えて出所した人及び刑の途中で仮釈放になった人並びにそれらの家族をいいます)、インターネットにおける人権侵害といった課題が人権問題として認識されてきました。

こうした状況をふまえ、これらの人権課題解決のために施策を積極的に推進していく必要があります。

## ○犯罪被害者等に関する人権施策

犯罪被害者等に対する社会の理解は、これまで十分とはいえず、犯罪による直接的な被害だけでなく、捜査や裁判の過程における精神的、時間的負担や周囲の人々の噂や中傷など被害後に生じる二次的被害を受けることがあります。

そのため、犯罪被害者等の心情や実情等を理解し、人権に配慮することが必要です。また、社会的な被害者支援の気運の醸成が不可欠です。

鳥取県では、平成20(2008)年に、鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例を制定し、被害者の支援施策を実施することを定めるとともに、平成21(2009)年に同推進計画を策定して、犯罪被害者等の具体的支援を盛り込みました。このような中、平成20(2008)年にNPO法人とっとり被害者支援センター\*2が開設され、被害者からの相談対応や具体的な支援活動が開始されています。

また、県、市町村、警察等関係機関や民間の団体で構成された米子地区犯罪被害者支援連絡協議会において、犯罪被害者等支援のため連携して活動しています。

## ○性的マイノリティに関する人権施策

性的マイノリティの人々は、社会的に異質なものとして、誤解や偏見、差別意識が払拭されておらず、嫌がらせや侮辱的な言動を受けたり、雇用面において制限や差別を受けたりするなど様々な課題が生じています。

平成15(2003)年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、性同一性障害者が一定の要件のもと戸籍上の性別変更が可能となりました。

本市では、平成15(2003)年から、各種申請書等の公文書について不必要な「性別」記載を求めないよう取り組んでいます。

今後は、性的マイノリティの人々への配慮や、性的マイノリティについての正しい理解と認識が得られるよう取り組んでいく必要があります。

## ○生活困難者に関する人権施策

昨今の厳しい経済情勢により、離職を余儀なくされたり、働いても低賃金のため最

低限度の生活を営むための収入を得ることができないといった生活困難に直面する人が増えており、社会的な問題になっています。

このような生活困難者は、憲法が保障する人間らしい最低限度の生活を営む権利や勤労の権利が保障されているとはいえない状況にあります。そのため、人権尊重の観点から、このような人が生活に困窮されないよう生活保障や自立支援をすることが重要です。

本市では近年、生活保護受給者数が年々増加する傾向にあります。生活保護受給者については、身体的・精神的状況や日常生活管理能力、社会適応能力などを把握した上で自立阻害要因を分析し、それに応じた支援を行い、自立を助長する必要があります。

### ○刑を終えて出所した人等に関する人権施策

罪や非行を犯した人やその家族については、社会の理解が十分でなく、偏見や差別意識が存在します。

とりわけ、刑を終えて出所した人等については、以前から偏見や差別意識が根強く、本人に更生意欲があっても、就職や住居の確保などで差別的な扱いを受けることがあります。

そのため、こういった人等が社会復帰して円滑な生活を営むためには、本人の強い更生意欲のほか、家族や職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が必要です。

また、こういった人等が立ち直るための支援が、保護観察所などの国の機関をはじめ、保護司\*3、更生保護女性会\*4、BBS会\*5、協力雇用主\*6や更生保護施設\*7等の民間協力者によって行われています。

法務省は毎年7月を強調月間として、犯罪や非行の防止と更生について理解を深めるため、「社会を明るくする運動」を展開していますが、本市でも同運動に取り組んでいます。

また、鳥取県は、高齢等により刑務所から出所後自立した生活を営むことが困難と認められる人に対して専門的な支援を行うため、平成22(2010)年から鳥取県地域生活定着支援センター\*8を設置し運営しています。

### ○インターネットにおける人権施策

インターネットの急速な普及に伴い、情報の収集・発信やコミュニケーションにおける利便性は大きく向上しました。

一方、インターネットの持つ匿名性などといった特性により、電子掲示板への誹謗中傷、差別的書き込みや個人情報の大量流出など新たな人権問題が生じています。インターネットでは、情報が瞬時に広範囲に広がるとともに回収が極めて困難であることから、深刻な人権侵害に発展しやすい特徴があります。

このため、平成14(2002)年に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)」が施行され、インターネットでプライバシー等の侵害があったときに、プロバイダ等\*9が負う損害賠償責任の制限やプロバイダ等に対する発信者情報の開示を請求する権利について定められました。

インターネットを利用するにあたっては、特性と影響、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラル\*10について理解されるよう啓発する必要があります。

## 基本方針

### ■ 啓発の推進

新たな人権課題について、正しい理解と認識を深め、差別意識や偏見を解消するための啓発を推進します。

### ■ 人権施策の推進

新たな人権課題の解消に向けて、それぞれの課題に応じた施策を推進します。

## 推進プラン

### ◇犯罪被害者等の支援の推進

NPO 法人ととり被害者支援センターへの支援と連携を図り、犯罪被害者等に対する適切な対応などの支援施策を推進します。

### ◇性的マイノリティについて正しく理解するための意識啓発の推進

性的マイノリティについて正しい理解と認識が得られるよう啓発を推進します。

### ◇不必要な「性別」欄の削除

各種申請書等の市の公文書について、不必要な「性別」欄の記載を省略するよう取り組みます。

### ◇生活困難者の支援の推進

生活困難者が生活に困窮されないよう、生活保障や自立支援を図ります。

### ◇刑を終えて出所した人等についての意識啓発の推進

本市推進委員会が実施している「社会を明るくする運動」を支援するなど、刑を終えて出所した人等に対する偏見や差別意識が解消されるよう啓発を推進します。

### ◇情報モラル等についての啓発の推進

インターネット等を利用するにあたっては、情報モラルや情報の収集・発信における個人の責任について理解されるよう啓発を推進します。

### ◇インターネット上での人権侵害行為への対応

不特定多数の人に関わる差別的で、社会的に影響の大きい掲示等による被害の拡大防止に努めます。

\*1 性的マイノリティ：性的少数派のこと。性同一性障がい、同性愛者などの性に関する少数派に属している人全般をさす。

\*2 NPO 法人ととり被害者支援センター：犯罪などにより被害を受けた方及びその家族、遺族の方々をサポートするために設置された民間の団体。

\*3 保護司：民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性を生かし保護観察官と協働して更生保護の仕事に従事している。保護司法に基づき法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員。

\*4 更生保護女性会：女性の立場から、地域の犯罪予防と犯罪や非行をした人の更生支援活動を行い、犯罪や非行のない明るい社会の実現に寄与することを目的とするボランティア団体。

\*5 BBS 会：Big Brothers and Sisters Movement の略。様々な問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が健全に成長できるよう支援し、犯罪や非行のない地域社会の

実現を目指す青年ボランティア。

- \*6 **協力雇用主**:保護観察中の人を前歴にこだわらず積極的に雇用することで、その立ち直りに協力する民間の事業者。
  - \*7 **更生保護施設**:犯罪や非行をした人のうち、帰る場所のない人たちに対して宿泊場所や食事の提供、生活の相談、就労の支援、社会生活に適応させるための指導等を行っている。
  - \*8 **鳥取県地域生活定着支援センター**:障がいのある、又は高齢により、刑務所等から出所した後自立した生活を営むことが困難と認められる人に対して、地域の中で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう保護観察所と協働して、福祉サービス等を利用できるようにするための支援を行っている。
  - \*9 **プロバイダ等**:電子掲示板やホームページを運営・管理する団体や個人。
  - \*10 **情報モラル**:情報を扱ううえで守るべきこと。プライバシーの保護、著作権の尊重、発信する情報の正確性や信頼性、情報の受け手を考慮した表現方法等。
-



## 付 属 資 料

- ・ 米子市における部落差別をはじめ  
    あらゆる差別をなくする条例……………29
- ・ 人権尊重都市宣言 ……………30
- ・ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 ……31

# 米子市における部落差別をはじめ あらゆる差別をなくする条例

平成17年3月31日

条例第6号

## (目的)

**第1条** この条例は、部落差別をはじめとするあらゆる差別（以下「あらゆる差別」という。）が個々の人間の尊厳を侵すものであり、かつ、すべての国民が法の下に平等であって、基本的人権の享有を妨げられないことを定める日本国憲法の理念から社会的にその存在を許されないものであることにかんがみ、あらゆる差別をなくするための市及び市民の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、人権尊重都市米子市の実現に寄与することを目的とする。

## (市の責務)

**第2条** 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、市行政のすべての分野で市民の人権意識の高揚を図り、人権擁護の社会的環境の醸成を促進するよう努めるものとする。

## (市民の責務)

**第3条** すべての市民は、相互に基本的人権を尊重し、自ら差別及び差別を助長する行為をしないよう努めるとともに、市が行う前条の施策に積極的に協力する等人権意識の向上を図るよう努めるものとする。

## (施策の計画的推進)

**第4条** 市は、あらゆる差別の根本的かつ速やかな解決を図るため、生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化等の施策を計画的に推進するよう努めるものとする。

2 市長は、前項の施策の策定及び推進に当たっては、必要に応じて実態調査等を行うものとする。

## (人権啓発活動の充実)

**第5条** 市は、市民の人権意識の高揚を図るため、人権啓発活動の充実に努めるものとする。

## (推進体制の充実)

**第6条** 市は、この条例に基づく施策を効果的に推進するため、国、県及び関係団体との連携を強化し、推進体制の充実に努めるものとする。

## 附 則

この条例は、平成17年3月31日から施行する。

## 人権尊重都市宣言

私たちは、だれもが日本国憲法で保障された基本的人権を享有し、人間らしく幸せに生活したいと願っており、社会生活において人権の侵害は、いかなる理由があっても許されるものではありません。

しかし、私たちの周りでは、依然としてさまざまな人権侵害が後を絶たず、その解決は、急務の課題となっています。

今こそ、すべての市民がお互いの違いを認め、尊重し、共に生きる心をはぐくんでいくとともに、人権を自分自身の問題として考え、学び、行動することが大切です。

ここに、あらゆる人権侵害をなくすことを誓い、安心して、自信を持って、自由に行動できる社会の実現のために、米子市を「人権尊重都市」とすることを宣言します。

平成18年3月28日

# 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12 年 11 月 29 日制定

平成 12 年 12 月 6 日施行

## (目的)

**第 1 条** この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

## (定義)

**第 2 条** この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

## (基本理念)

**第 3 条** 国及び地方公共団体が行なう人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

## (国の責務)

**第 4 条** 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (地方公共団体の責務)

**第 5 条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (国民の責務)

**第 6 条** 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

## (基本計画の策定)

**第 7 条** 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

**第8条** 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

**第9条** 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

**第1条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

**第2条** この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行なうものとする。